

境港農業振興地域整備計画 の変更素案

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正および鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更に伴い、現在、境港農業振興地域整備計画の見直し作業を行っています。

変更素案の概要

国、県が定めた確保すべき農用地の平成32年における目標面積を参考に、市の実態に合わせた農用地区域の変更を行うものです。

●農用地区域面積の設定

◇現況

農地	421 ha
農業用施設用地	18 ha
計	439 ha

◇目標

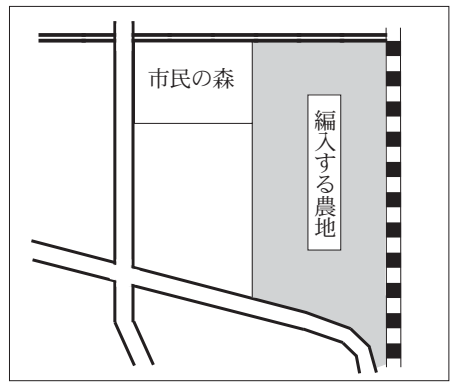
農地	426 ha
農業用施設用地	13 ha
計	439 ha

◇国、県の目標面積（参考）

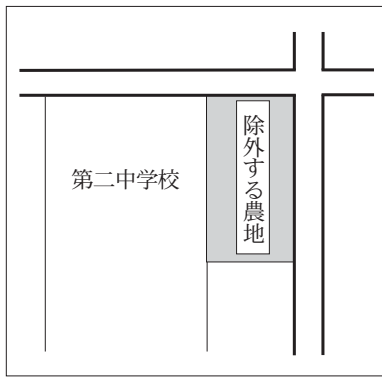
国 415万 ha
県 3万4千 ha
(ともに増加率2%)

●農用地区域の変更箇所と理由

- ①除外する農地
竹内町字清助田の一部
計0.9 ha



②編入する農地
新屋町字西中塚、字東中塚、小篠津町字寺西、字的場、字茶苑畑、字角藪
計14.2 ha



※第二中学校の東隣に建設予定の学校給食センター用地として整備するため。

※農地の集団化と畑作営農の基盤整備を図るために、昭和53～55年度に区画整理された農地で、現在も農用地区域農地と同等の農地として利用、保全されているところですが、今後も市農業振興上確保すべき優良な農地として編入を図るもの。

農業振興地域とは

自然、経済、社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが適当な地域として、農振法に基づき、県が指定した地域です。

農用地区域とは

市が定める農業振興地域整備計画の中のひとつである「農用地利用計画」で今後農業振興上の利用を確保すべき土地として設定する区域です。（農地と農業用施設の用途に区分）

※農振法の改正で、農用地区域への白地農地（市街化調整区域）の編入の集団性基準が20 ha以上から10 ha以上に引き下げられました。

※素案についての詳細は、商工農政課窓口、市ホームページで公開しています。市民の皆さんのご意見等をお寄せください。

◇問い合わせ先

商工農政課農地調整係
☎47-1053

農業委員会情報

農地転用とは

農地転用とは、農地を農地ではない土地に転換することをいいます。

例えば、畑や田んぼを整地して家を建てたり、駐車場にしたりますことです。

農地転用をする場合、農地法という法律の規定に基づく許可が必要になります。

たとえ自分の土地であっても、無断で農地転用をしてしまうと、違反転用として厳しく罰せられる場合があります。



新しい農業委員 が決まりました

●任期

平成24年8月10日～

平成27年8月9日

◇問い合わせ先

農業委員会事務局

☎47-1053

【新しい農業委員】

氏名	地区
門脇 明	渡
角 安榮	
築谷 敏樹	
○ 濱田 孝	外江
◎ 敷内 明	
酒井 美智子	境
佐々木 隆	上道
竹安 勲	余子
武良 照榮	
足立 晋哉	中浜
角 興	
永井 和人	
永見 諒	

◎印は会長、○印は職務代理